

事務連絡  
平成29年5月12日

各都道府県民生主管部（局）  
各都道府県児童福祉主管部（局）  
各都道府県私立学校主管部（局）  
各都道府県認定こども園担当課  
各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課  
各都道府県子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）担当課  
各指定都市・中核市民生主管部（局）  
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）  
各指定都市・中核市認定こども園担当課  
各指定都市・中核市子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）担当課

御担当者 殿

内閣府子ども・子育て本部  
（子ども・子育て支援担当）  
（認定こども園担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

日頃より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号。以下「事故報告通知」という。）等に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故報告の件数について、別添のとおり取りまとめ公表しましたので、情報提供いたします。

公表内容については、内閣府ホームページに掲載しております。

掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

つきましては、上記のことについて御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び施設・事業者に対する周知をお願いいたします。

また、教育・保育施設等において重大な事故が発生した場合には、事故報告通知に基づき、国に対して速やかに事故報告を行うこととされておりますが、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」の一部改正について」（平成29年3月31日府子本232号、28初幼教第27号、雇児総発0331第6号、雇児保発0331第4号）により報告様式が変更となっております。

さらに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）により、事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう作成したガイドラインをお示しいたしました。

今回の事故報告集計の公表を機に、改めて事故報告の徹底及びガイドラインの周知を図るとともに、引き続き保育事故発生予防のための取組みを推進いただきますようお願いいたします。

#### 【照 会 先】

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部

TEL : 03-6257-1466 (直通)

FAX : 03-3581-2521

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

FAX : 03-6734-3736

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 総 務 課

TEL : 03-5253-1111 (内線7909)

FAX : 03-3595-2313

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 職 業 家 庭 両 立 課

TEL : 03-5253-1111 (内線7858)

FAX : 03-3502-6763

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 家 庭 福 祉 課  
母子家庭等自立支援室

TEL : 03-5253-1111 (内線7892)

FAX : 03-3595-2663

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 保 育 課

TEL : 03-5253-1111 (内線7947)

FAX : 03-3595-2674